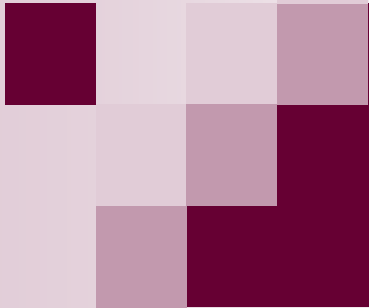




第3章

安心して快適な生活空間を
実感できるまちづくり

第3章 政策体系

安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり



第1節 交通体系の整備

(1) 道路網の整備を図ります

第2節 都市基盤の整備

(2) 公共交通機関の拡充を図ります

A 市街地整備

(1) 市街地整備を推進します

(2) 良好な景観の形成を促進します

B 港湾

(1) 港湾施設の整備を図ります

C 水道

(1) 水道施設の整備を図ります

(2) 健全な水道事業を確立します

D 下水道

(1) 汚水処理施設の整備を図ります

(2) 浸水対策施設の整備を図ります

E 公園・緑地

(1) 公園緑地の整備を図ります

(2) 公園緑地の適正な維持管理を行います

F 住宅・宅地

(1) 市営住宅の整備・充実を図ります

(2) 良好な住環境づくりを推進します

第3節 危機管理体制の強化

A 防災体制

(1) 防災体制の充実を図ります

B 消防・救急救助体制

(1) 消防体制の充実を図ります

(2) 救急救助体制の充実を図ります

C 安全・安心な生活

(1) 防犯体制の充実を図ります

(2) 交通安全対策の充実を図ります

(3) 消費者行政の充実を図ります

第4節 情報化の推進

(1) 地域の情報化を推進します

(2) 教育の情報化を推進します

(3) 行政の情報化を推進します

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第1節 交通体系の整備

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年度に西条駅前干拓地線の改良事業が完了しました。
- 平成20年度から船屋王至森寺線の改良事業に着手しました。
- 平成20年度から喜多川朔日市線の改良事業に着手しました。
- 平成22年3月現在、北条周布線の改良率が36%となりました。



改良が完了した西条駅前干拓地線

現況と課題

●本市の道路網は、高速自動車国道1路線、一般国道の自動車専用道路1路線、一般国道3路線、県道21路線、市道1,800路線で構成されていますが、これらの幹線道路間を連結する道路整備を積極的に進める必要があります。また、合併による旧市町間の生活圏域の連結や各圏域内の生活道路の整備も重要な課題となっています(図3-1-1参照)。

●市民生活の利便性、快適性および安全性の向上を図る上で、計画的かつ効率的な道路網の整備を進める必要があります。また、都市景観上必要性の高い箇所については、地域の活性化や良好な都市景観およびアメニティ空間の創出を行うこと、さらに都市計画道路の整備も効果的に進める必要があります。

●道路施設のうち市道に架けられている887橋の道路橋について、定期的な点検を行って橋りょうの健全性を随時把握し、適切な時期に適切な修繕を行うことで、市民の大切な資産である橋りょうを長く大切に保全し、将来の維持管理費の縮減を図ることが重要です(図3-1-2参照)。

●市内の公共交通機関それぞれが、自家用車の普及や高速道路の料金割引制度・本四架橋開通に伴い、その相対的地位が低下する状況となっています。特に、バス路線はその利用者が減少し、減便や廃止なども課題となっています。大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者の移動手段としての役割を担う公共交通機関のあり方を再確認する必要があります。

図3-1-1 市道の実延長と改良率の推移

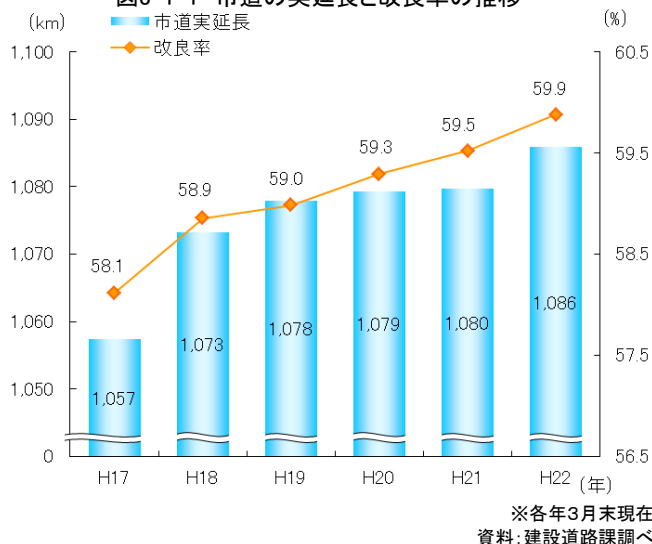
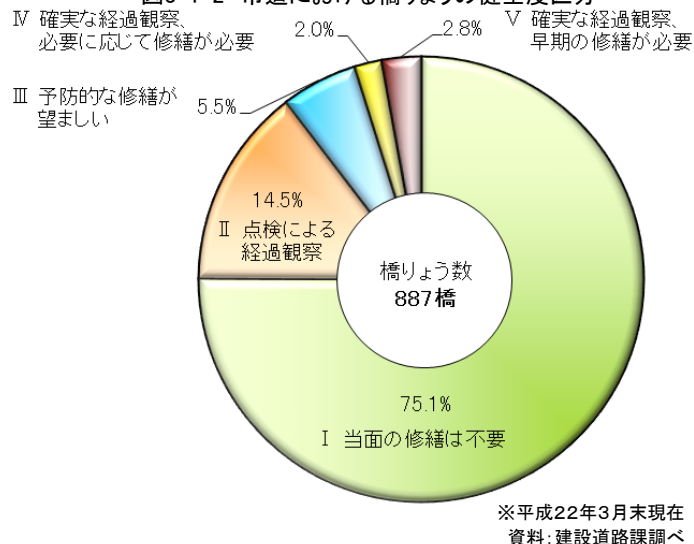


図3-1-2 市道における橋りょうの健全度区分



平成27年度までに取り組む施策内容

- 道路網の整備を図ります
- 公共交通機関の拡充を図ります

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)
- 西条市橋梁長寿命化修繕計画
(平成22年度～平成31年度)

施策内容

(1)道路網の整備を図ります



部分供用を開始した柚ノ木線

- ①主要幹線道路について、一般国道11号西条市バイパスおよび小松バイパスの改良整備を推進するとともに、西条市バイパス関連道路の国道昇格を促進します。また、今治小松自動車道の全線開通の早期実現を促進します。
- ②アクセス道路網について、幹線道路へのアクセス道としての県道の拡幅整備を促進します。また、市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、都市計画道路の整備を進め、市街地の健全な発展を図ります。
- ③市民生活に身近な生活道路については、道路が持つ本来的な機能に加え、道路を快適な空間、健康増進空間としてとらえ、障害者や高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザイン※やエコロジーの視点も配慮して、その整備を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国道の整備促進	一般国道11号西条市バイパスおよび小松バイパス	—
県道の整備促進	主要地方道、一般県道など	県土木建設事業費負担金
市道の改良および最適な維持管理	街路喜多川朔日市線、柚ノ木線、船屋王至森寺線、北条周布線、清水町1号線、古川玉津橋線など	街路事業 道路維持管理費 道路改良事業 道路交通安全施設整備事業 安心安全歩行対策事業
橋りょう長寿命化対策の推進	橋りょうの架け替えや補修修繕	橋りょう長寿命化事業

※ ユニバーサルデザイン … 年齢や障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

(2)公共交通機関の拡充を図ります



公共交通機関の拡充が望まれる

- ①必要に応じて、公共交通関係機関や事業者との調整・連携を進め、地域住民の利便性確保に努めます。
- ②公共交通空白地域や周辺地域での交通手段の確保、中心市街地の活性化、市内主要施設利用者の利便性を図ることなどを目的とした、地方バス路線の見直しやデマンド交通※などの新交通システムの導入を検討します。
- ③京阪神地域に直結する大量・高速輸送手段として、国がその導入計画を進めているフリーゲージトレイン※の早期実現に向けた取り組みを進めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共交通機能の拡充	地方バス路線の見直しや新交通システムの導入など	地方バス路線運行対策事業

※ デマンド交通 … 予約することによって目的地まで乗合方式にて送迎する交通サービスのことです。

※ フリーゲージトレイン … 新幹線が在来線に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を自動的に変換することができる電車のことです。

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（A 市街地整備）

前期(平成18～22年度)における実績

- 都市再生整備計画による第Ⅰ期中央地区の事業として、JR伊予西条駅から総合福祉センターまでのエリアで市街地再開発を行い、駅前広場、鉄道歴史パークin SAIJO、西条図書館などを一体的に整備しました。
- 再開発エリアをJR伊予西条駅南地区に拡大し、第Ⅱ期中央地区の事業に着手しました。
- JR壬生川駅周辺市街地整備事業、丹原地区、小松地区市街地整備事業に着手しました。



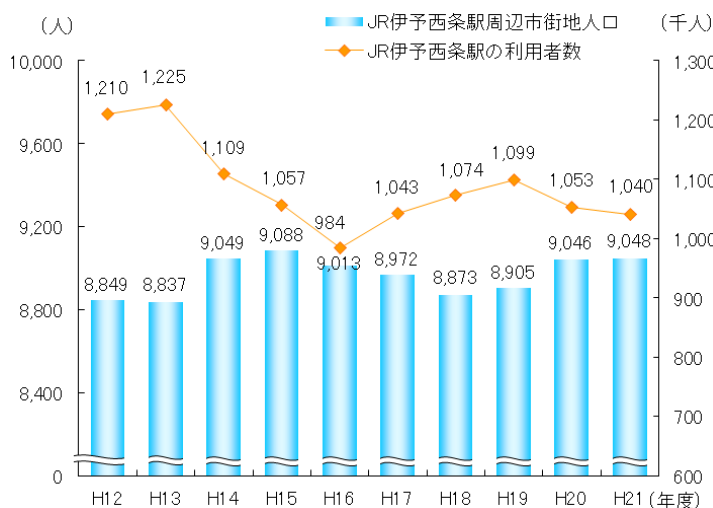
再整備したJR伊予西条駅前

現況と課題

- JR伊予西条駅周辺やJR壬生川駅周辺などの既成の市街地では、空き地・空店舗の増加や来街者の減少により、活力が失われつつあります。一方で、既成市街地周辺部では、区域区分（線引き）の廃止の影響もあり、幹線道路沿いへの大型店舗の進出や分譲宅地の造成などが見られ、既成市街地の空洞化へと繋がっています（図3-2-A-1および図3-2-A-2参照）。
- 道路や公共施設が未整備でスプロール現象※が見受けられる周辺地域の一部では、環境整備、防災などの対策が問題となります。
- 今後、市全域における土地利用を考慮し、宅地、道路などの都市的土地利用と、農地、森林、河川などを合わせた自然的土地利用の調和を図ることが、良好な都市環境を維持するための重要な課題となっています。都市的土地利用については、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成と居住環境の整備など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

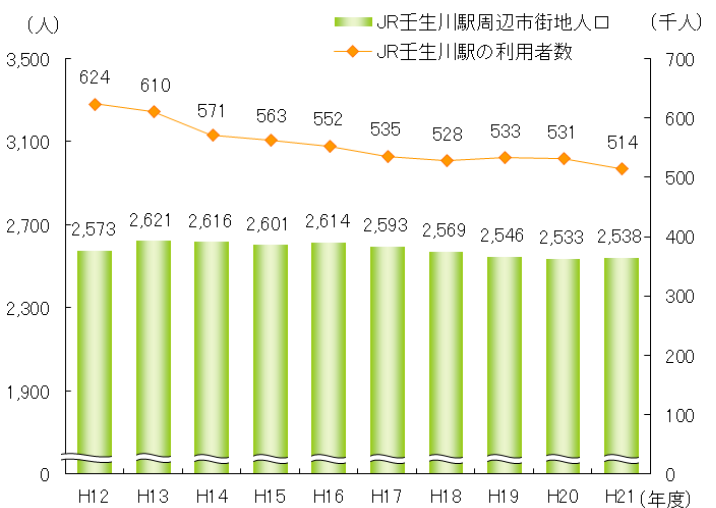
※ スプロール現象 … 開発が都市の中心部から郊外へ無秩序に広がっていくことをいいます。

図3-2-A-1 JR伊予西条駅利用者と周辺市街地人口の推移



※市街地人口については各年度末(3月末)現在の値
資料：都市計画整備課、商工労政課調べ、四国旅客鉄道株式会社

図3-2-A-2 JR壬生川駅利用者と周辺市街地人口の推移



※市街地人口については各年度末(3月末)現在の値
資料：都市計画整備課、商工労政課調べ、四国旅客鉄道株式会社

平成27年度までに取り組む施策内容

- 市街地再開発を推進します
- 良好な景観の形成を促進します

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)
- 中心市街地活性化基本計画
(平成20年度～平成24年度)

施策内容

(1)市街地整備を推進します

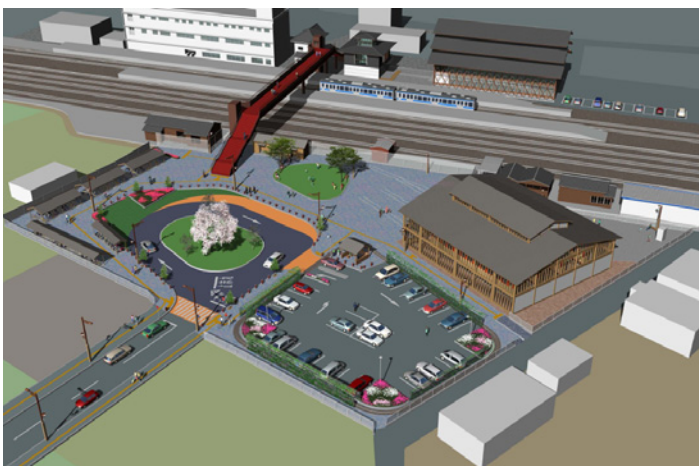
- ①JR伊予西条駅南口広場を新たに整備するとともに、駅の南北を結ぶ自由通路や市街地のコミュニティ道路を整備することにより、さらなる回遊性の向上を図り、にぎわいを創出します。
- ②JR壬生川駅周辺の一体的な再整備を図ることで、既存の行政・文化施設の集積とあわせて住環境の整備を推進し、健全で秩序ある市街地の形成を図ります。
- ③丹原・小松地区の市街地において、歩行者や自転車の安全に配慮したコミュニティ道路の整備を行うとともに、小広場などの整備もあわせて行い、にぎわいの再生を目指します。
- ④中心市街地活性化基本計画の認定を受けた西条地区中心市街地において、地元商店街が実施する、商業機能、まちなか居住機能、福祉機能を兼ね備えた、共同店舗整備事業などを支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
JR伊予西条駅周辺市街地の整備	駅南側広場、南北自由通路の整備など	(第Ⅱ期中央地区)まちづくり基盤整備事業
JR壬生川駅周辺市街地の整備	駅前広場の再整備、駅西地区道路整備、駅西側広場整備、東西自由通路の整備など	(壬生川地区)まちづくり基盤整備事業
丹原、小松地区市街地の整備	コミュニティ道路整備、排水路整備、小広場整備など	丹原地区市街地基盤整備事業 小松地区市街地基盤整備事業
西条地区中心市街地の整備	共同店舗整備事業、道路拡幅など	西条紺屋町商店街整備支援事業

(2)良好な景観の形成を促進します

- ①住民が求める美しいまちを実現するため、持続的かつ良好な景観形成に向けたまちづくりルールの策定を検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
景観計画の策定に向けた検討	持続的かつ良好な景観形成に向けたまちづくりルールの検討	—



JR伊予西条駅南側広場完成予想図



整備が完了したJR壬生川駅前広場

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（B 港湾）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年8月、全国重点港湾43港の一つに東予港が選定されました。
- 西条第1(東)防波堤の整備について、国、県への要望活動を行った結果、平成22年度に整備に関する調査が行われました。
- 神拝地区海岸保全高潮対策について、工法の見直しを行った結果コスト縮減が可能となり、事業完了予定を早めることができました。
- 壬生川地区小型船だまりについて、平成20年度に部分竣工を行い、船揚場の供用を開始しました。また、漁業関連施設の用地を確保しました。
- 臨海部に立地する企業において、港湾計画に沿った専用岸壁が2箇所整備されました。



供用を開始した壬生川地区小型船だまり

現況と課題

- 東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。今後も、高速交通網などとの連携により、企業立地や都市開発、地域産業の振興、さらに環境面でも、いっそう重要な役割を果たすものと期待されています。
- 近年の経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化、さらにアジア諸国の著しい経済成長などにより、産業競争力強化の要請がますます高まっている中、港湾の物流機能のさらなる強化が求められています。東予港には、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保や、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能を強化する必要があります。
- 臨海部の工業地域に立地する企業からは、現在の港湾施設の整備水準による安定した企業活動への影響が指摘されており、港湾計画に沿った早期の施設整備が求められています。
- 台風時の高潮による災害対策や近い将来の発生が危惧されている東南海・南海地震への備えなど、港湾における大規模災害への対応力の強化が求められています。

図3-2-B-1 東予港の海上出入貨物量の推移

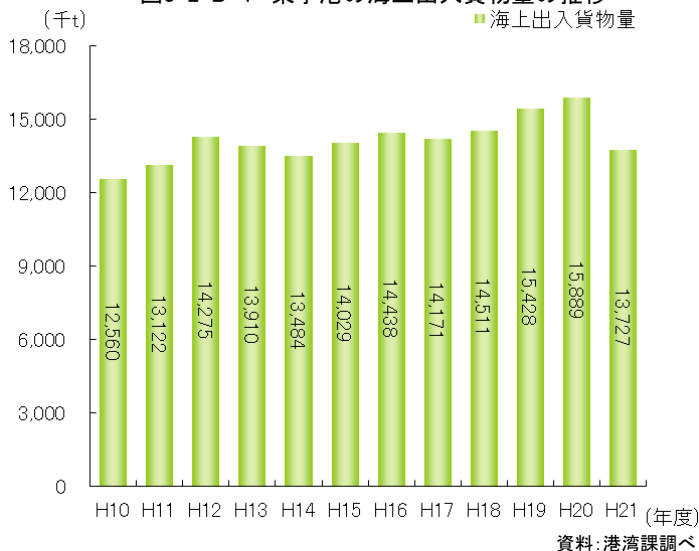
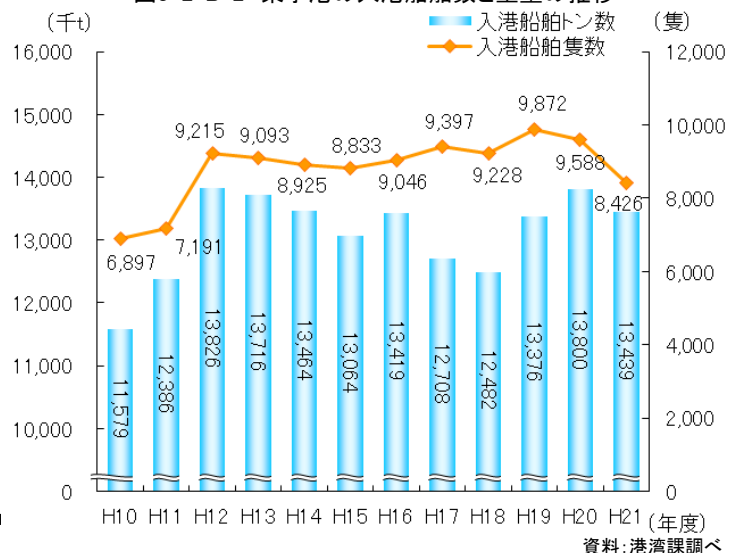


図3-2-B-2 東予港の入港船舶数と重量の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 港湾施設の整備を図ります

関係する個別計画

- 東予港港湾計画(平成17年度～)

施策内容

(1)港湾施設の整備を図ります

- ①臨海部工業地域に立地している企業の活動を安定的なものとするため、防波堤の整備を促進します。
- ②大規模地震災害時に物資の緊急輸送に対応するため、耐震強化岸壁などのフェリーふ頭の整備を促進します。
- ③主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、西条地区、壬生川地区における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地の整備を促進します。
- ④東予港港湾計画との整合性を図りながら、近年の物流需要の増大と船舶の大型化に対応できる港湾施設の整備を促進します。
- ⑤港内の安全を確保するとともに、大規模地震時の津波や台風時の高潮対策のため、堤防の整備を促進します。
- ⑥港湾における環境面の向上と地域環境の保全を図るため、海浜公園、海浜緑地など市民の憩いの場の整備を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
港湾施設の維持補修	航路・泊地の浚渫、臨港道路の補修など 各種施設の維持補修	港湾管理費 県港湾事業費負担金
西条第1(東)防波堤の整備	防波堤の整備	西条第1(東)防波堤整備事業
小型船だまり(西条地区、壬生川地区)の建設	泊地および防波堤、船揚場、物揚場、漁業関連施設用地の整備	壬生川地区小型船だまり建設事業 西条地区小型船だまり建設事業
神拝地区海岸保全高潮対策の推進	防潮堤、水門の改修	神拝地区(港新地地内)海岸保全高潮対策事業



東予港(西条地区)



東予港(壬生川地区)

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（C 水道）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年度までに、東部地区上水道(統合簡水)整備事業および東予地区上水道第一次拡張事業を完了しました。
- 水道料金の統一に向けて使用料等審議会を設置し、平成22年1月に料金体系の統一へ向けた答申を受けました。

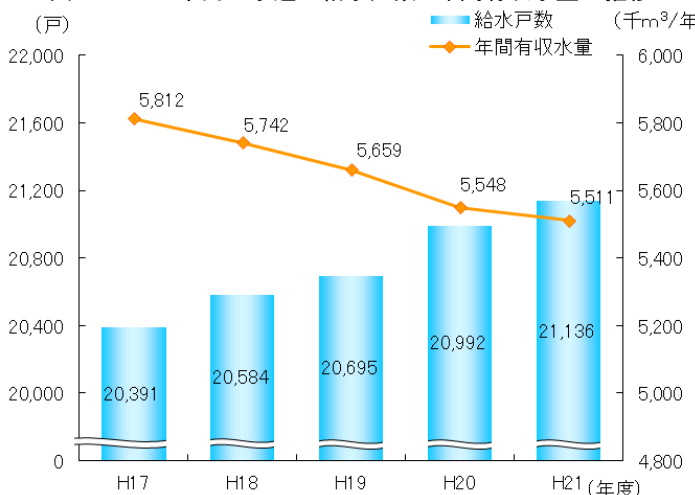


供用を開始した半田山配水池

現況と課題

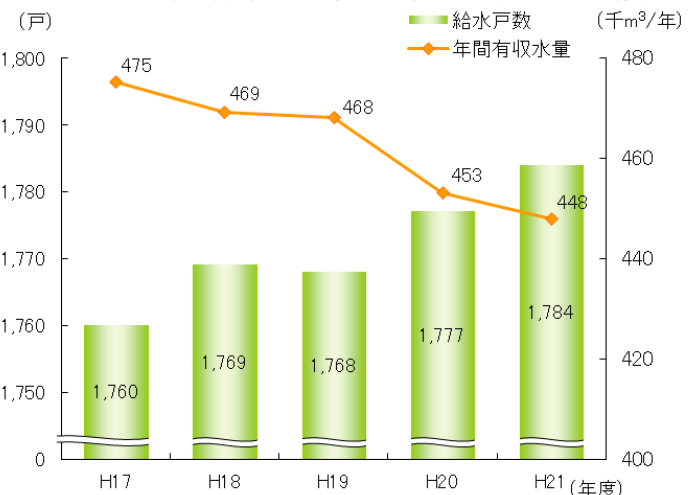
- 本市の水道事業は、西部地区、東部地区、東予地区、丹原地区、小松地区の5つの上水道事業と、中野地区、港新地地区、丹原地区の3つの簡易水道事業、市管理の西ひうち専用水道、黒谷地区県条例水道が設置されており、市の行政区域内人口の約50%に水道水を供給しています。水道区域以外は、地下水を利用している中心市街地と表流水などを利用している山間部となっています。
- 新市発足後、旧市町の料金格差が約1.8倍と大きかったことから統一できず、それぞれ合併以前の料金体系で独立採算による経営を行っています。
- 西条地区は、平成19年4月使用分から約17.27%の料金値上げを実施しましたが、依然として市内の水道料金格差は約1.5倍と大きいものがあります。料金格差の解消を図り、健全な水道事業を維持し続けるため、公正妥当な料金体系について引き続き検討する必要があります。
- 水道事業を推進する上で、安全で安心な水の安定供給などの充実、健全な経営の強化が課題となっており、老朽化した施設の更新や災害など非常時における安定供給のための対策など、施設整備を図る必要があります。

図3-2-C-1 市内上水道の給水戸数と年間有収水量の推移



※有収水量とは料金徴収の対象となった水量
※給水戸数については各年度末(3月末)現在の値
資料:水道工務課、水道業務課調べ

図3-2-C-2 市内簡易水道の給水戸数と年間有収水量の推移



※有収水量とは料金徴収の対象となった水量
※給水戸数については各年度末(3月末)現在の値
資料:水道工務課、水道業務課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 水道施設の整備を図ります
- 健全な水道事業を確立します

関係する個別計画

- 西条市水道事業中期経営計画
(平成19年度～平成23年度)
- 西条市水道ビジョン
(平成22年度～平成31年度)

施策内容



水源のにごり(濁度)監視設備

(1)水道施設の整備を図ります

- ①上水道施設については、当面、旧西条市の中心市街地を除いた平坦部の整備を行い、あわせて、水質管理、施設管理、水量不足の解消および老朽化施設の更新や耐震化などの充実を図ります。
- ②簡易水道施設については、上水道計画との整合を図りながら、既存施設の改良および拡張を行います。また、水量不足および地下水の塩水化区域の改善を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
上水道施設などの整備	水道など施設の監視設備 施設の耐震化の推進(緊急遮断弁の設置など)	配水管等新設事業 水道施設耐震化推進事業
簡易水道地区の統合整備	簡易水道地区の上水道への統合と隣接水道未普及地域の施設整備	港新地地区上水道統合整備事業

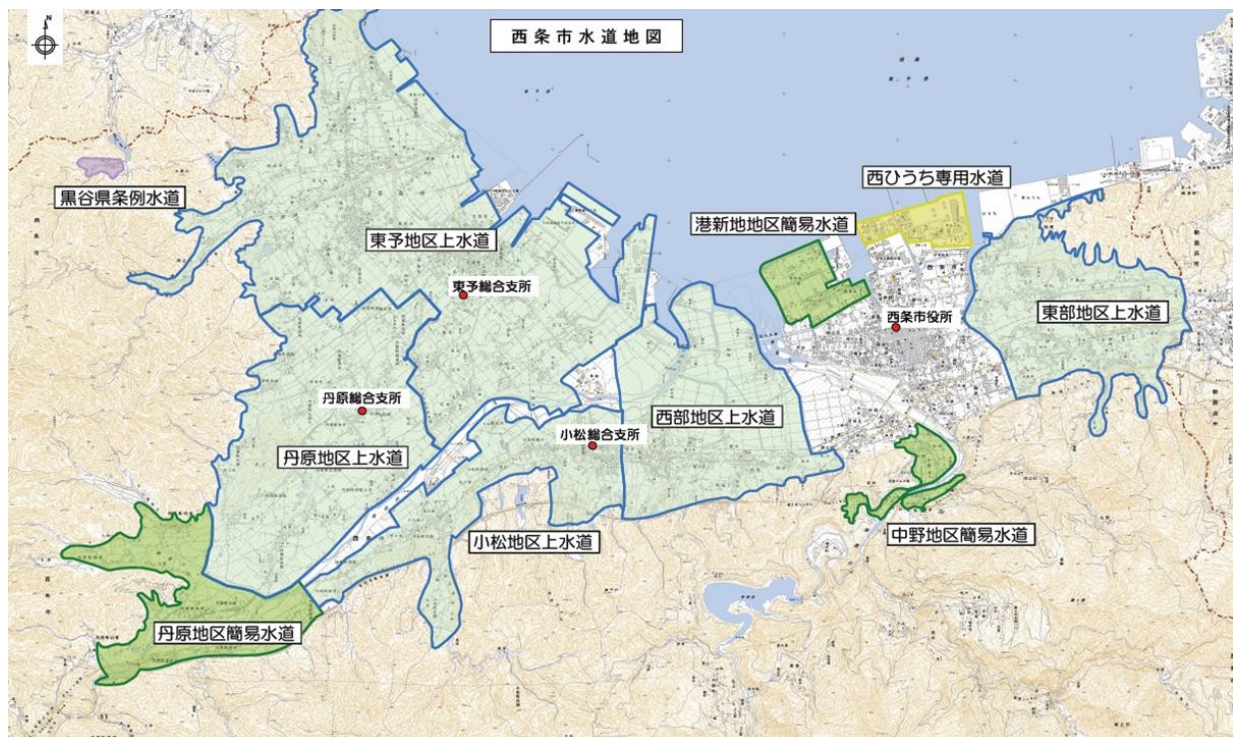


地域への広報活動(施設見学の実施)

(2)健全な水道事業を確立します

- ①今後の建設計画や財政計画をもとに、公正妥当な統一料金を設定することで、水道利用者の負担の公平を図ります。また、水道事業の経営統合を実現するとともに、健全な経営の確保を目指します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
健全な水道事業の推進	水道料金の統一 経営基盤の強化	水道事業経営基盤整備事業



西条市が管理する水道

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（D 下水道）

前期(平成18～22年度)における実績

- 下水道計画区域内の汚水管渠を整備し、公共下水道普及率は西条処理区が74.4%（平成17年度末比2.4%増）、東予・丹原処理区が26.7%（同比2.3%増）となりました。
- 管渠の整備率が向上することに伴い、西条浄化センターの水処理施設（機械・電気設備）を1池増設し、処理能力が5,250m³/日増の31,500m³/日となりました。また、平成21年度に東予・丹原浄化センターの水処理施設（2,500m³/日）1池の増設に着手しました。
- 昭和60年3月に供用を開始した西条浄化センターの最終沈殿池（2池10,500m³/日の機械電気設備）および沈砂池ポンプ棟内の自動除塵機の改築を行いました。また、北浜・大南、中部污水幹線の管渠改築にも着手しました。



西条浄化センター水処理施設の増設

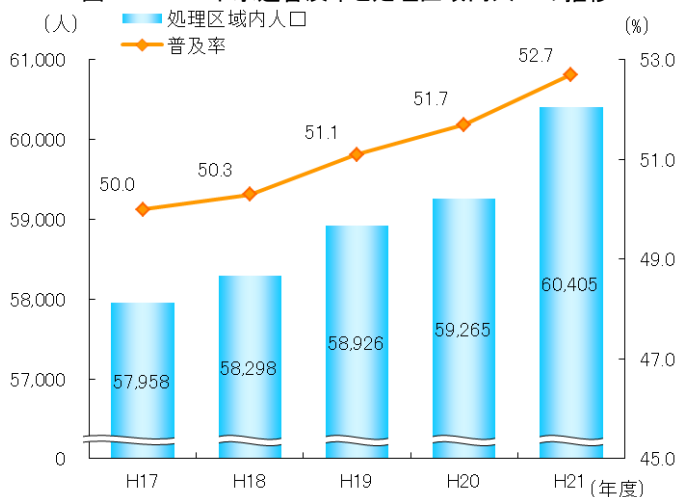
現況と課題

- 本市の公共下水道事業は、昭和49年度に着手した西条処理区と、昭和58年度に着手した東予・丹原処理区で事業を推進しています。また、西条地区では昭和61年度から小規模下水道事業に着手し、供用しています。
- 本市の公共下水道普及率は、平成22年3月末現在で49.4%（全国平均73.7%）、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽を含む污水处理人口普及率は、平成22年3月末現在で67.3%（全国平均85.7%）と全国平均に比べて低い水準にあり、さらなる整備を図る必要があります。また、経済性や地域の特性にも配慮し、効率的で効果的な整備手法を検討する必要があります。また、公共下水道および小規模下水道施設の計画区域外においては、引き続いて浄化槽の設置を支援する必要があります。
- 市街地の浸水防除のため、雨水施設整備を推進し、浸水地区の解消に努め、親水都市にふさわしい水辺の整備、保全を図る必要があります。



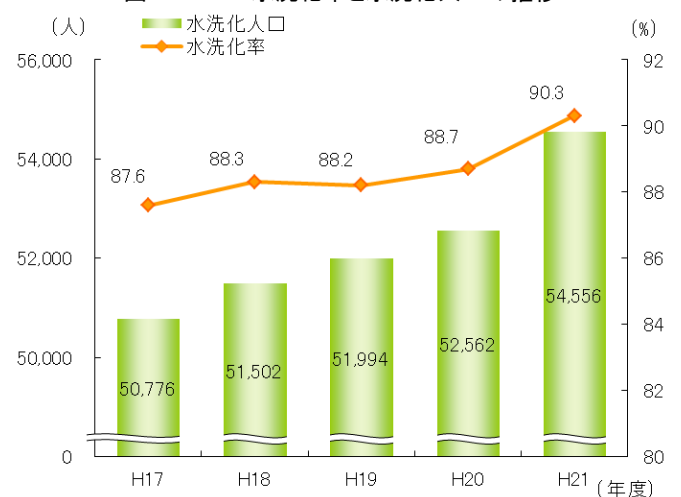
下水道の整備により復活した陣屋跡のお堀

図3-2-D-1 下水道普及率と処理区域内人口の推移



資料：下水道工務課、下水道業務課調べ

図3-2-D-2 水洗化率と水洗化人口の推移



資料：下水道工務課、下水道業務課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 污水处理施設の整備を図ります
- 浸水対策施設の整備を図ります

関係する個別計画

- 西条市公共下水道事業計画
西条処理区（昭和49年度～平成24年度）
東予・丹原処理区（昭和58年度～平成24年度）

施策内容

(1) 汚水処理施設の整備を図ります



汚水幹線管渠の改築(管更生)工事

①下水道計画区域の設定においては、計画区域外での浄化槽の設置の推進なども視野に入れ、経済性やそれぞれの地域の特性に応じた汚水処理方法を検討するとともに、より効果的で効率的な計画を策定し、事業の推進に努めます。また、社会情勢などの変化に応じて適宜見直しを行いながら、市全域の汚水処理人口普及率の向上を目指します。

②生活環境の改善、トイレの水洗化など、快適な生活環境を実現するため、下水道計画区域内の汚水管渠、終末処理場などの汚水処理施設整備事業を推進します。また、下水道施設の機能を維持し、公共用水域の水質保全に資するため、老朽化した終末処理場施設および管渠の改築、更新を推進します。

③公共下水道および小規模下水道施設の計画区域外においては、浄化槽の設置を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共下水道施設の整備・管理	西条処理区および東予・丹原処理区の公共下水道施設の整備 西条浄化センターおよび管渠などの改築・更新	管渠整備改築事業 終末処理場増改築事業
小規模下水道施設の管理	コミュニティ・プラント、神戸農業集落排水事業により整備した施設の適切な管理・運営	施設整備事業
浄化槽設置の推進	浄化槽設置世帯への補助金の交付	浄化槽設置整備事業



供用を開始した本河原雨水ポンプ場

(2) 浸水対策施設の整備を図ります

①公共下水道計画区域において、西条地区では4か所の雨水ポンプ場を供用し、順次雨水幹線の整備を行うとともに、老朽化がみられる本陣川ポンプ場などの改築や唐樋ポンプ場の増改築に着手します。東予・丹原地区では、平成19年度に本河原雨水ポンプ場の供用を開始し、今後も順次雨水幹線の整備を行うとともに、三津屋雨水ポンプ場の建設工事に着手します。

②その他の区域では、家屋の浸水被害の防止や軽減を図るため、河川、水路などの整備、改修を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共下水道施設の整備・管理	西条排水区および東予・丹原排水区の公共下水道施設の整備、 雨水ポンプ場の増設、改築	本陣川雨水ポンプ場改築事業 三津屋雨水ポンプ場整備事業
河川・水路の整備、改修	市管理河川などの整備、改修	浸水対策事業 河川改修事業 下排水路整備事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（E 公園・緑地）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成20年11月に屋内運動施設「ビバ・スポルティアSAIJO」が完成し、東予運動公園の整備が完了しました。



整備が完了した東予運動公園
(ビバ・スポルティアSAIJO)

現況と課題

●市の都市公園の設置状況は、平成21年3月現在42か所、89.9ha(図3-2-E-1参照)であり、都市公園法で定める市街地における都市公園の目標基準5㎡/人は上回っていますが、市域における都市公園の目標基準10㎡/人は下回っています(図3-2-E-2)。また、都市公園に準ずる公園として、市民の森、加茂川緑地、本谷公園なども整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

●今後とも、市民の健康増進と快適でゆとりのある生活環境の確保を図るため、身近な遊園から大規模な都市公園まで、様々な公園の整備を推進する必要があります。

●緑地は、都市の豊かさや景観を醸成するだけでなく、土地利用上の緩衝地帯として、さらに防災上からも重要な役割を担っており、その保全について万全を期するとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな緑地空間の創出にも取り組む必要があります。



市民の憩いの場として愛される小松中央公園

図3-2-E-1 都市公園面積の推移

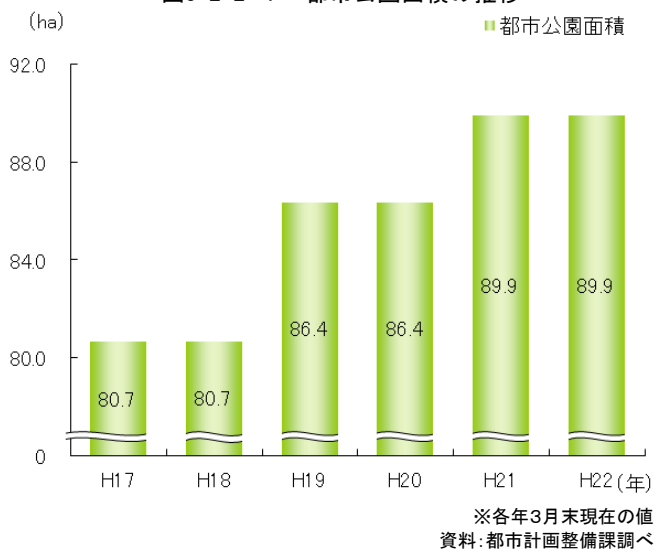
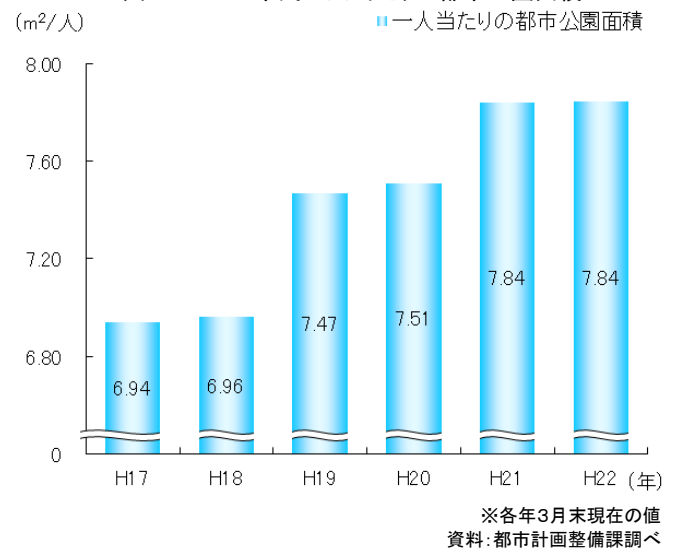


図3-2-E-2 市民一人当たりの都市公園面積



平成27年度までに取り組む施策内容

- 公園緑地の整備を図ります
- 公園緑地の適正な維持管理を行います

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)

施策内容

(1)公園緑地の整備を図ります

- ①住民が気軽に利用できる住区基幹公園をはじめとする都市公園の整備を推進します。
- ②市民や地域住民の広域的なレクリエーションの拠点として、遊水池を利用し、豊かな生態系を有する古川水辺公園の整備を推進します。
- ③都市公園に準ずる公園緑地については、既存の緑地を保全しつつ、本市の自然や地形を活かし、自然環境とふれあうことができる公園緑地の整備を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公園緑地の整備推進	古川水辺公園、河原津北地区開発構想、東部公園(総合公園)、円山森林公園、ふるさとの川(中山川左岸、加茂川右岸)、丹原中央公園の整備検討 御舟川緑道の整備検討	公園整備事業



丹原総合公園の遊具

(2)公園緑地の適正な維持管理を行います

- ①公園の維持管理については、地元自治会や近隣住民などと協力しながら、安全で安心して利用できる公園づくりを進めていきます。
- ②今後進展する公園施設の老朽化に対する安全対策を強化するため、遊具などの長寿命化計画を策定し、計画的に改築・更新を実施します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公園緑地の適正管理	市が管理する公園・緑地の遊具などを適正に管理・修繕	公園維持管理費



西条運動公園(整備された陸上競技場)

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（F 住宅・宅地）

前期(平成18～22年度)における実績

- 市営住宅への火災報知器の設置を完了しました。(既存設置102戸、新設設置1,519戸)
- 宝来団地(30戸)の建替事業を行い、平成23年3月に完成しました。
- 平成17年度から平成22年度まで木造住宅耐震診断事業を行い、計146戸の木造住宅の耐震診断に対して助成を行いました。



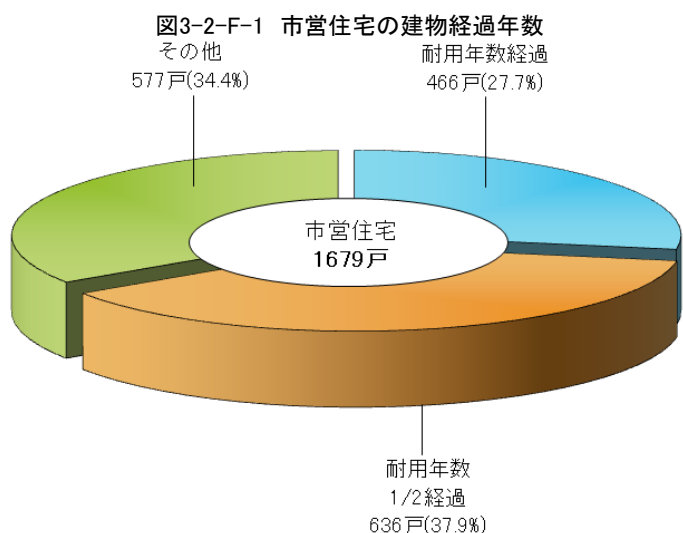
建替事業を行った宝来団地

現況と課題

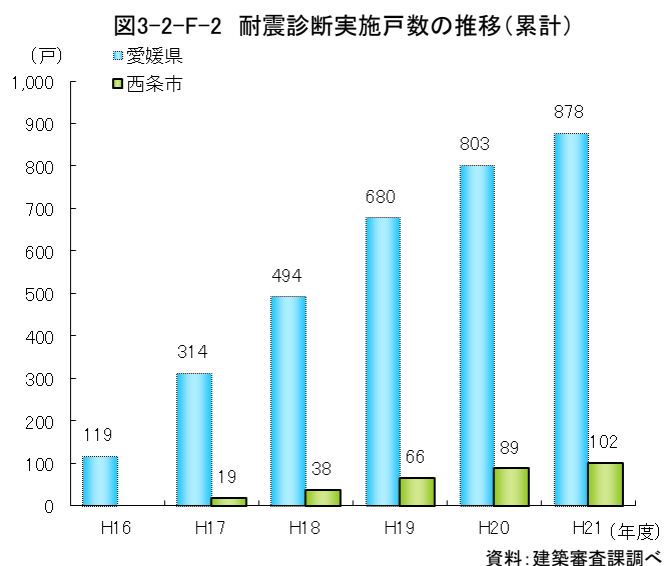
●近年の住宅に対する市民意識は、近い将来に発生することが危惧されている東南海・南海地震などに備えた耐震性の向上や、少子高齢社会の進展や家族形態の変化、地球温暖化やバリアフリー化の流れに対応できる快適な居住空間の確保へと、そのニーズが多様化・高度化しています。

●平成23年3月現在、本市における市営住宅は、総数で1,679戸を管理しており(県営住宅222戸)、昭和56年以前の耐震基準(以下、「旧耐震基準」という。)で建築された住宅については耐震対策に努めるとともに、老朽化した建物については、計画的な建替を検討する必要があります(図3-2-F-1参照)。

●民間建築物についても同様に、旧耐震基準で建築された木造住宅については、耐震性の向上を図ることができるよう、支援する必要があります(図3-2-F-2参照)。



※平成23年3月1日現在
資料:施設管理局調べ



平成27年度までに取り組む施策内容

- 市営住宅の整備・充実を図ります
- 良好な住環境づくりを推進します

関係する個別計画

- 西条市公営住宅ストック総合活用計画
(平成19年度～平成28年度)
- 地域住宅計画(西条市全域)
(平成19年度～平成22年度)

施策内容

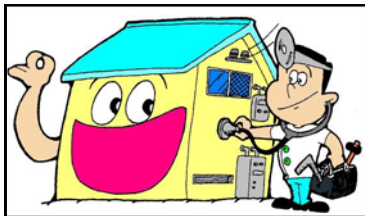


旦之上団地

(1)市営住宅の整備・充実を図ります

- ①旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。
- ②建替え、維持保全および個別改善については、利便性、地域的配分、ユニバーサルデザイン化、子育て支援および居住水準の向上などに留意して、計画的に事業を推進し、周辺地域との調和を図りながら、良好な住宅環境の形成に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市営住宅耐震診断・改修の推進	市営住宅の耐震診断・改修工事を実施	市営住宅耐震診断改修事業
市営住宅建替・改善の推進	長寿命化計画の策定 市営住宅の建替および改善を計画的に実施	市営住宅等長寿命化計画策定事業 市営住宅公共下水道接続事業



住宅の診断を行いましょう

(2)良好な住環境づくりを推進します

- ①木造住宅耐震診断や耐震改修の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を推進します。
- ②安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備など、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
木造住宅耐震診断・改修の推進	診断・改修費用の助成など	木造住宅耐震診断・耐震改修事業
良好な住宅供給に向けた環境整備	先行的な道路網の整備 生活関連施設の整備 宅地開発の適正指導	—

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（A 防災体制）

前期(平成18～22年度)における実績

- 自主防災組織結成率が22.4%(平成17年6月1日時点)から69.2%(平成22年4月1日時点)へと大きく向上しました。
- 地元防災士(545名登録)など約400名が参加し、土砂災害の現状、危機管理について理解を深められました。
- 京都大学を通じて本市と地理的条件が似ているベトナム・フエ市との交流を行い、自主防災活動へ積極的に取り組むフエ市の事例を参考にするとともに、市民を含めた有意義な交流を実現することができました。
- 平成22年11月19日、四国ブロック市町村職員土砂災害対策研修会が西条市において開催されました。



市民総合防災訓練の様子

現況と課題

●最近では平成16年の台風21号・23号の集中豪雨により、山腹崩壊、河川氾濫による各種被害が発生し、山間部で一部地域が孤立するなど、災害救助法の適用を受けるほどの大きな災害に見舞われました。また、今後30年以内に南海地震が発生する確率は60%程度とされています。本市には中央構造線沿いに活断層が走っていることから、直下型地震の危険性もあり、その被害は甚大なものとなる恐れがあると予想されています。

●こうした多様な大規模災害に的確に対応するため、地域における自主防災組織の充実などを進めると同時に、河川、水路および砂防施設の整備を行い、総合的な防災力の向上に取り組む必要があります。



平成16年災害による被害

図3-3-A-1 防災説明会の実施回数と参加人数の推移(累計)

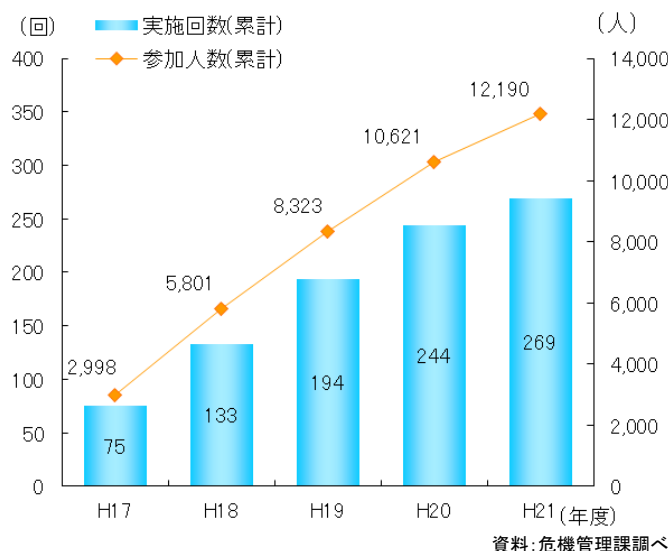
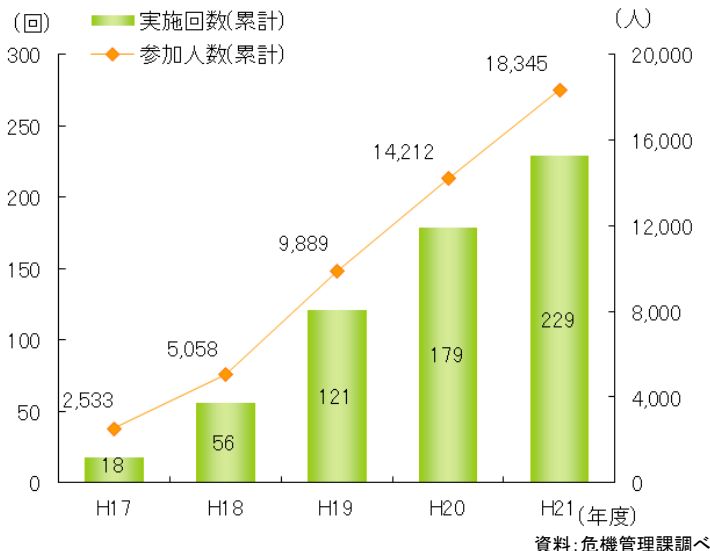


図3-3-A-2 防災訓練の実施回数と参加人数の推移(累計)



平成27年度までに取り組む施策内容

- 防災体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市地域防災計画(平成18年度～)

施策内容

(1)防災体制の充実を図ります

- ①防災行政無線など、災害時の新たな情報通信手段を検討、整備します。特に、孤立が予想される地区には衛星携帯電話を配備します。
- ②防災アセスメント調査などにもとづくハザードマップを作成し、より実践的な防災計画を推進します。また、防災教育や「木製都市構想」などを推進していく中で、この計画にもとづいた防災活動が実践できる体制を整備します。
- ③自主防災組織の結成を積極的に支援し、災害時要援護者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図ります。また、自主防災組織リーダー育成のため、防災士を養成します。
- ④住民を地震や台風の土砂災害から守るため、砂防施設の充実を図ります。

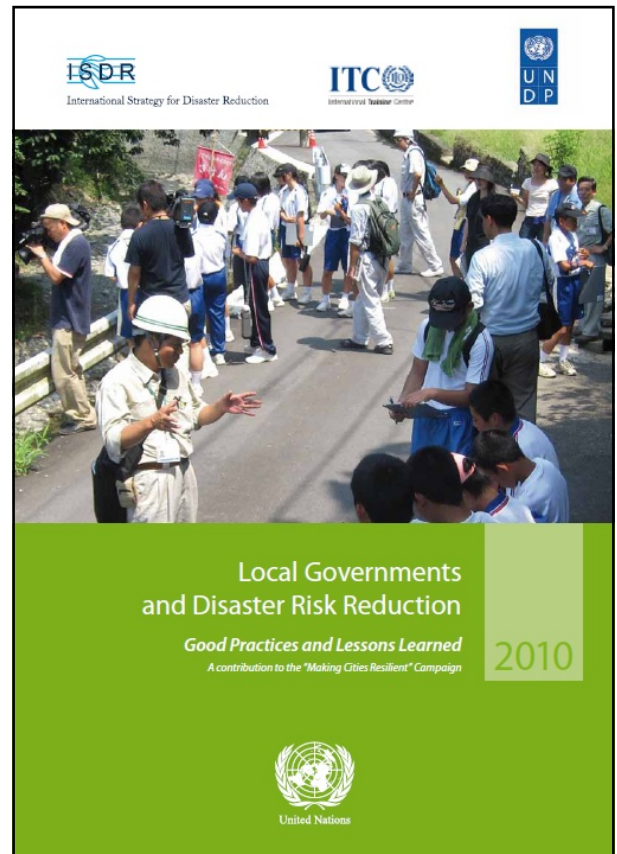
基本事業名	内 容	主な予算事業
地域防災対策の推進	実践防災計画の推進	地域防災計画策定事業
孤立地区の防災対策支援	衛星携帯電話などの整備	過疎地防災情報モニター設置事業
自主防災組織、防災士の育成・強化	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与	自主防災組織育成事業
市民総合防災訓練の実施	市民参加型の防災訓練の実施	市総合防災訓練実施事業
防災基盤の整備	地元合意の整った箇所から水防対策を実施 防災行政無線の整備	水防対策事業 防災行政無線整備事業



地域防災地図作成会実施状況



四国ブロック市町村職員土砂災害対策研修会の状況



国連国際防災戦略(2010事例集)の表紙を飾る
西条市の防災教育

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（B 消防・救急救助体制）

前期(平成18～22年度)における実績

- 防災拠点となる西消防署の建て替え移転と東消防署の改修を行いました。
- 市内65か所の公共施設などへAED(自動体外式除細動器)を配備しました。



建て替え移転した西消防署

現況と課題

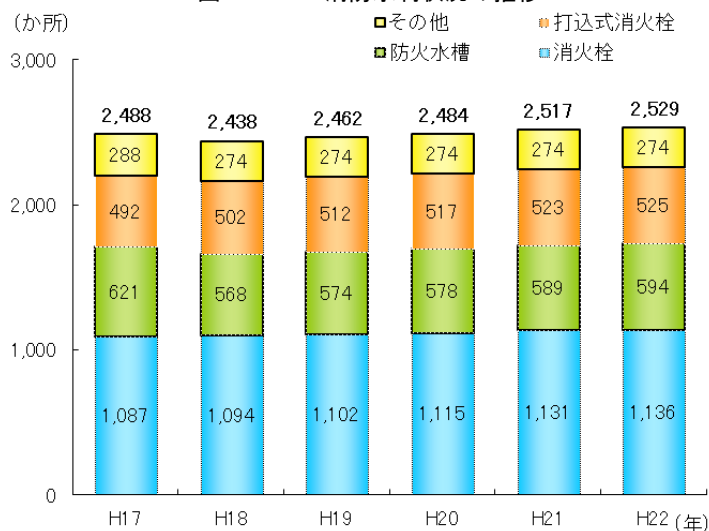
●災害の形態は、高齢化や都市化といった社会構造の変化、気象状況の変則化などに伴い、火災をはじめとする各種災害も複雑・多様化していることから、市民の生命と財産を守ることでできる技術や知識、サービスを持った消防・救急救助体制の強化が求められています。また、自然災害に伴う大規模災害に対する特殊消防車両および装備の整備、知識・技術の専門性を伴った消防救助隊員、救急隊員の育成強化などが喫緊の課題となっています。

●災害の複雑・多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防体制の整備および充実を図る必要性があり、消防の広域化を推進するため消防組織法の一部が改正され、平成24年度末までに消防広域化を検討することとなっています。



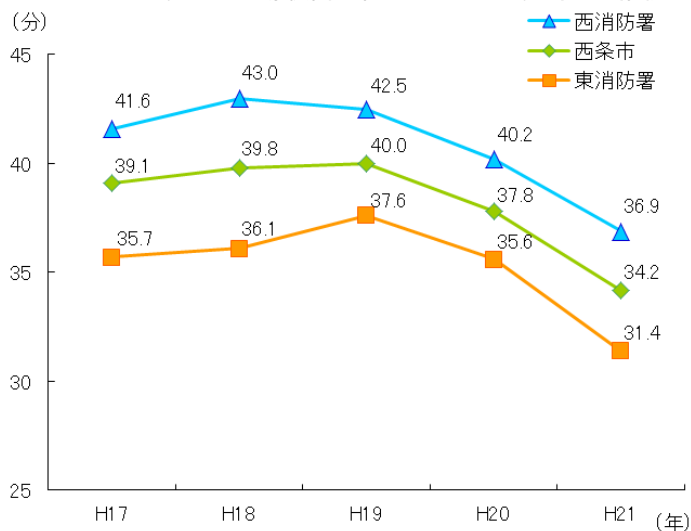
安心安全な市民生活の実現に向けて

図3-3-B-1 消防水利状況の推移



資料：消防本部警防課調べ

図3-3-B-2 覚知～医療機関収容までの平均所要時間の推移



資料：消防署調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 消防体制の充実を図ります
- 救急救助体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市消防計画(策定予定)

施策内容

(1) 消防体制の充実を図ります

- ① 各種災害に的確に対応できるよう、消防庁舎、消防団蔵置所、水利施設、消防車両、資機材などについて、計画的な整備および更新を図ります。また、消防職員の資質向上に努めます。
- ② 消防団員の教育訓練などの充実を図るとともに、地域防災体制の中核となる消防団組織の見直しを行い、消防団組織の活性化と充実強化を図ります。
- ③ 防火対象物や危険物施設の実態把握と適切な指導を行うことにより、災害およびその被害を未然に防ぎます。また、住宅火災による死者を無くすため、住宅用火災警報器の設置を推進します。
- ④ 消防救急無線のデジタル化移行に向け、基地局および中継局を整備します。また、消防緊急指令システムの老朽化に伴い、現在普及した携帯電話およびIP電話の位置情報などの表示を指令台に装備します。
- ⑤ 幼・少年消防クラブの育成を促進するなど、市民に対する防火意識の高揚を図ります。



市民の生命・財産を守ります

基本事業名	内 容	主な予算事業
施設、車両、資機材の適正管理	更新計画にもとづく車両などの整備	消防車両等整備事業 消防資機材整備事業
消防団の活動支援	消防団蔵置所の整備および改修 消防団組織の見直しおよび教育訓練など	非常備消防費
消防水利の整備促進	年次計画にもとづき消防水利を整備	消防水利整備事業
火災予防の環境整備	防火対象物などの立入検査の実施	防火対象物等立入検査事業
消防・救急無線など設備の整備促進	使用期限が平成28年5月末までの消防デジタル無線および消防団無線の整備	防災通信システム整備事業 消防団用携帯無線機整備事業 消防救急無線広域化共同化推進事業
防災知識の普及啓発	訓練指導の実施	訓練指導実施事業



AED救命講習の様子

(2) 救急救助体制の充実を図ります

- ① 救急救命士の養成、気管挿管および薬剤投与のできる認定救命士の養成を行います。また、高度な救助技術と専門知識を備えた救助隊員を養成します。
- ② 市民に救急車が到着するまでに行う応急手当を普及し、救命率の向上を図ります。また、傷病者の搬送および受入体制の充実強化を図るとともに医療機関などとの連携強化を図り、救急活動の円滑化に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
救急救助体制の整備	認定救命士の養成 有資格救助隊員の養成	救急救命士養成事業
救急活動の円滑化促進	市民救命士養成講習などの実施	メディカルコントロール体制構築事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（C 安全・安心な生活）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年度より、西条地区防犯協会、市内小中学校および自主防犯団体と連携し、青色回転灯によるパトロール活動(青パト)の普及を推進しています。
- 日頃老人クラブや公民館活動に参加していない高齢者を含む約23,000人の高齢者を訪問し、直接対話による交通安全指導を行いました。
- 専門の消費生活相談員を設置し、相談体制の強化を図りました。



高齢者への交通安全指導の様子

現況と課題

- 市内交通量の増加は、交通事故発生件数や死傷者数の増加をもたらす危険性もはらんでいます。特に、高齢者の関係する交通事故発生割合が高くなることが危惧されており、交通安全対策にも積極的に取り組む必要があります。
- 高度情報化などの進展により様々な商品やサービスが提供されるとともに、悪質商法の手口が巧妙化し、消費者が商品やサービスの内容を十分に理解して購入することが難しくなっています。
- 本市では、複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員を配置し相談業務を行っていますが、専門的事例に対応するため、弁護士や司法書士などとの連携を深めるなど、相談体制・内容の充実強化を図る必要があります。
- 消費者の知識・認識不足から被害に陥るケースが多く、市民一人一人が自立した消費者となるよう、消費者教育や情報提供などの啓発活動をよりいっそう強化する必要があります。

図3-3-C-1 高齢者関連の事故割合の推移

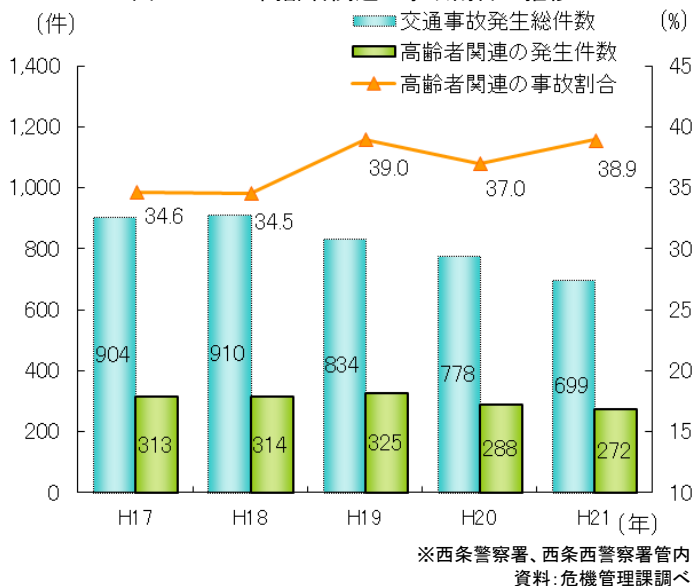
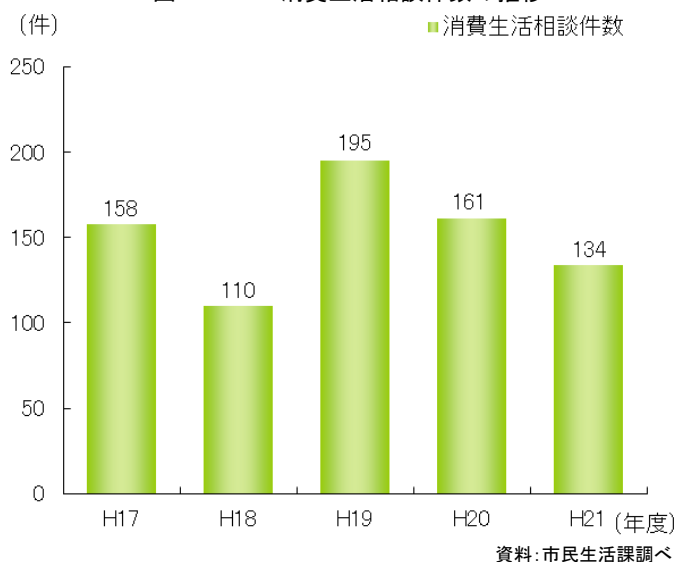


図3-3-C-2 消費生活相談件数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 交通安全対策の充実を図ります
- 消費者行政の充実を図ります

関係する個別計画

施策内容

(1)防犯体制の充実を図ります



地域見守り活動を推進します

- ①地域社会で犯罪被害を防止するため、市民、警察、防犯協会および行政の連携を強化しながら防犯活動を推進します。
- ②生活道路上の安全を確保するため、自治会などが設置し維持管理する防犯灯の設置費および電気料金などの一部を補助することで整備・充実を図ります。
- ③地域見守り活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
防犯体制の充実	防犯灯の整備促進、地域見守り活動の推進、暴力追放市民講習の開催	防犯対策費

(2)交通安全対策の充実を図ります



交通安全を訴える交通茶屋

- ①西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会連合会など各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。
- ②事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し交通安全意識の啓発を行う、西条市高齢者交通安全アドバイザー事業を推進し、その事故防止に努めます。
- ③事故被害者の救済を目的とした交通災害共済への加入を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種交通安全推進団体機関との連携	交通茶屋など啓発行事の参加、のぼり旗・啓発資料の共同作成	交通安全対策推進事業
高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者の事故防止に係る啓発指導活動 アンケートにもとづく改善要望の掌握	高齢者交通安全アドバイザー事業
交通災害共済の加入促進	交通災害共済加入促進 交通事故被害者救済に係る事務	交通災害共済加入事務事業

(3)消費者行政の充実を図ります

- ①消費生活に関する相談や苦情などについて迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、相談員の資質や相談体制の向上に努めます。
- ②市民一人一人が自立した消費者となるよう研修会や講座を開催し、消費者意識の向上を図るとともに、悪質な消費者被害に遭わないよう迅速な情報提供に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
消費生活相談の実施	消費生活相談窓口の機能強化	消費者行政活性化事業
消費者教育・啓発活動の実施	消費生活研修会・講座の実施 消費者への情報提供・啓発冊子の配布	消費者行政活性化事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第4節 情報化の推進

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年3月末までに141の公共施設へネットワークの接続を行いました。また、電子計算システムを58システム稼働しました。
- 平成21年4月より、地域WiMAX(高速無線インターネット)のサービスを開始しました。
- 小中学校のパソコン教室の機器の更新を行い、パソコン教室での授業時には児童生徒に対してパソコン機器が一人1台でできるようになりました。また、小中学校に電子黒板を1台づつ設置し、授業に対する興味・関心を大きく向上させ、挙手や発言を増やし、わかりやすく効果的な授業ができるようになりました。



小・中学校パソコン教室

現況と課題

●パソコンや多機能携帯電話の普及などにより、世界的規模で社会経済構造が急速に変化しており、社会・家庭において、高度情報通信環境が整備されつつあります。わが国では、平成18年1月から『IT新改革戦略』を進めており、いつでも、どこでも、だれでもが情報やサービスを利用できるユビキタスネットワーク※社会の実現が間近に迫っております。そのユビキタスネットワーク社会の実現のためには、ICTの利活用が欠かせません。

●情報通信基盤と高度情報化に対する情報システムを構築するとともに、その利用方法や利便性などを周知し利用促進を図る必要があります。

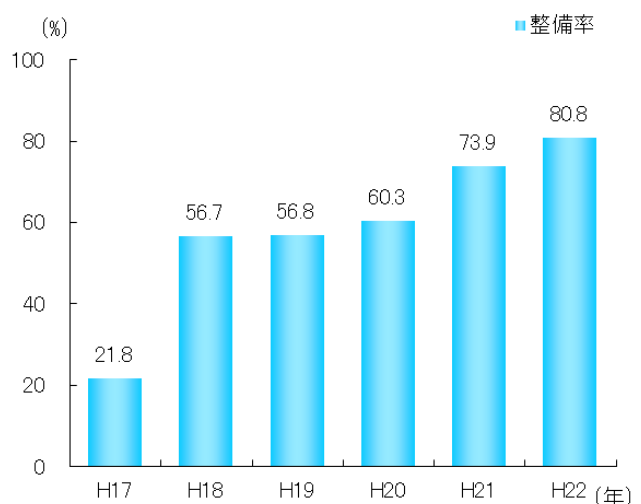
●利用者の視点に立ったICT環境の整備と情報教育を実施し、地域情報化を推進する必要があります。



地域情報化の全体イメージ

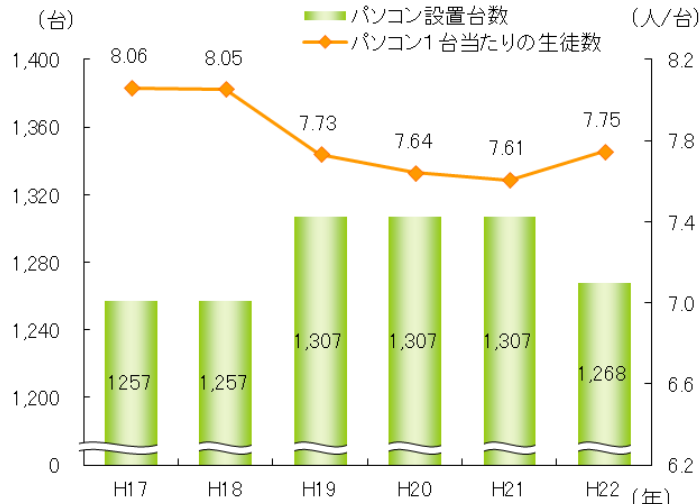
※ ユビキタスネットワーク … いつでも、どこでも、誰でも、情報やサービスを利用できる情報通信ネットワーク環境のことです。

図3-4-1 CATV網・地域WiMAX利用環境整備率の推移



※各年3月末現在 整備率=整備世帯数/全世帯数
資料:IT振興課調べ

図3-4-2 小中学校に設置する教育用パソコン台数の推移



※平成22年は機器更新に伴う設置台数の見直しにより減少
資料:学校教育課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 地域の情報化を推進します
- 教育の情報化を推進します
- 行政の情報化を推進します

関係する個別計画

- 西条市統合型GIS導入基本計画
(平成20年度～平成34年度)
- 西条市テレトピア基本計画
(平成15年1月～)

施策内容



市民向けのパソコン講座

(1)地域の情報化を推進します

- ①CATV網や地域WiMAX(高速無線インターネット)などの整備に対する支援を行い、地域間での情報格差を是正することにより、高度情報通信技術を活用できる基盤整備を推進します。
- ②パソコン教室の開催など生涯学習を通じて、ユビキタスネットワーク社会に対応できる幅広い情報化教育を推進し、市民の情報リテラシーの向上に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域情報通信基盤の整備推進	CATV網および地域WiMAXなどの展開に対する支援	地域情報通信基盤整備推進事業費補助金 地上デジタル放送共聴施設整備事業
市民向け情報教育の推進	パソコンに関する基礎知識習得の支援	—



電子黒板を活用した小学校の授業

(2)教育の情報化を推進します

- ①学校教育において、情報機器を活用することでわかりやすく効率的な授業を行い、子どもたちの挙手や発言を増やし、学習意欲や学力の向上に繋がります。
- ②学校間の情報や教材情報の共有化を行い、授業準備の軽減や効率化を図ります。
- ③学校ホームページなどを活用し情報の発信を行うことで、家庭や地域との連携を深めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
学校教育現場での情報教育の推進	学校教育現場での情報教育の推進と機器整備	小学校パソコン教室機器更新事業 中学校パソコン教室機器更新事業



行政情報システム用端末

(3)行政の情報化を推進します

- ①情報システムの利用促進やGIS※の活用など、電子自治体を構築することにより行政サービスの向上に努めるとともに、情報の共有化を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
行政情報化の推進	電子行政サービスの充実とシステムおよびネットワークの維持管理	情報ネットワーク運用事業 電子計算機処理業務
統合型GISの整備推進	地図情報の共有化と利用促進	統合型GIS整備事業

※ GIS … 地理情報システム(Geographic Information Systems)の略称です。